

第3回盛岡市宿泊税検討委員会結果

日時：令和7年3月24日（月）14時

場所：盛岡市役所本庁舎別館403会議室

1 開会

2 検討事項

盛岡市における宿泊税の導入について

事務局から説明を行い、議長（三好委員長）から委員に質疑、意見等を求めた。

○1 導入目的～5 課税免除（P1～7）

・委員

課税免除について、現在温泉地で徴収している入湯税は修学旅行生を免税としているところだが、宿泊税に係る宿泊事業者アンケートの結果を見ると、約半数が一律に課税すべきという回答である。確かにその方が徴収する側からしてもシンプルであり、修学旅行生を免税とした場合は、その他にも、スポーツ大会や学校行事の参加は免税しないのか、引率者はどうするのか、小学校はどうするのかなどについても、同時に様々検討しなければならないと思われるので、宿泊税については、入湯税の非課税事項とは切り離して考えて、課税の公平性の観点からも一律に課税することが望ましいと考える。

その代わり、7ページにあるとおりだが、修学旅行や学校行事への参加に宿泊の負担軽減や市内施設利用の際の補助など、盛岡市に修学旅行に来やすい環境の充実のために宿泊税を使うことを検討していければ良いのではないかと。

・委員

確認であるが、第2回及び第3回検討委員会の資料の【素案】という部分を基にして、検討委員会としての検討結果を観光審議会及び市長に報告するという認識で良いか。また、中身については、第5回までの検討委員会の中で、修正していく余地はあるか。

・事務局

そのとおりである。今回、宿泊税検討委員会における検討事項の全てについて素案をお示したところであり、それを踏まえてご審議いただくものである。

・委員

宿泊税を活用した修学旅行生への補助などの内容としては、先行自治体はどのようなものがあるか。

・事務局

福岡市の例であるが、福岡市は宿泊税200円（福岡市150円、福岡県50円）を修学旅行生等からも徴収しているが、福岡市内に宿泊する修学旅行等に対して、市内の体験学習プログラムの

利用者に1人最大500円を補助しており、税額以上に還元する仕組みである。

・委員

宿泊事業者アンケートの回答率が60.2%ということであるが、実施にあたり回収率の目標値などは設定していたか。

・事務局

具体的な目標値は設定していないが、例えば宿泊税検討委員会での検討を既に終えている弘前市では、同様の宿泊事業者アンケートで40%程度の回答率を有効値としており、本市では実施期間を延長するなどして、約6割の回答数を得たものである。なお、回答のあった施設については、大規模施設から中・小規模施設（民泊含む）まで全て含まれている状況である。

・委員

宿泊事業者アンケートを実施した88施設の一覧はどうやって抽出したのか。

・事務局

旅館業法第3条第1項の許可を受けた者（旅館・ホテル等）として盛岡市のホームページで公表されている施設及び住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（民泊）として岩手県のホームページで公表されている施設を基にしている。

・委員

旅館業法に基づく許可は更新制ではないので、一覧にはあるが実際には既に営業を行っていないような施設もあると思うが、そういった施設も含まれているのか。

・事務局

おっしゃるとおり、ごく少数ではあるが、登録はされているものの実際には営業を行っていない施設もあり、今回の宿泊事業者アンケートでは、実際に営業していない施設は母数から除いている。

・委員

資料7ページの修学旅行に係る宿泊税活用事業について、先ほど福岡市の事例もあったが、盛岡市として具体的に検討している事業があれば教えていただきたい。

・事務局

宿泊税活用事業の具体的な中身はこれからの検討になるが、福岡市の事例等も含めて検討していきたい。

・委員長

観光客アンケートについては、宿泊施設における回答者と駅の観光案内所の利用者の両方がいると思われるが、回答者の割合はどうなっているか。

・事務局

割合はおよそ半々である。

○6 宿泊税の使途 (P8～13)

・委員

11ページの「5 宿泊税の賦課に係る費用など」において「観光客の受入体制整備の一環としてスマートチェックイン導入やキャッシュレス対応を行う」とあるが、観光客を対象としたアンケートにおいても、当該施策は要望の大きい事項となっているので、精算システムの改修など宿泊税の導入に関する必要経費とは分けて、観光客の受入環境整備など、他の分類にした方が良いのではないかと。

・事務局

特別徴収義務者となる宿泊事業者に関連するものとして「5 宿泊税の賦課に係る費用など」に分類しているが、おっしゃるとおり、スマートチェックイン導入等は観光客の満足度に資する事業内容でもあり、当該事業の分類については検討する。

・委員

スマートチェックインやキャッシュレス対応については、宿泊事業者に関するものに限るのか、他の事業者も含むのか。

・事務局

現時点では宿泊事業者に関するものと想定している。

・委員

13ページの※1エにOTA予約について記載があるが、宿泊税の徴収方法について、OTA予約の際に支払う料金に含めるのか、宿泊施設で現金精算するのかなど、具体的な想定があれば教えて欲しい。

・事務局

先行自治体では、OTA予約の際に料金に含める場合と施設において現金で支払う場合の両方があるようだが、当市においても、宿泊事業者に対して徴収方法をどちらかに統一するような要請をすることは考えていない。

・委員

参考情報であるが、盛岡つなぎ温泉観光協会で、既に宿泊税を導入しているところや導入を検討しているところのOTAとリアルエージェントに確認してみたところ、9割以上が現地での精算の方法のようである。「宿泊税については別途現地でご精算ください」などとしているケースがほとんどであり、OTAまたはリアルエージェントの売掛となることはないと聞いている。そのため、前回議論のあった、OTA予約等の際の宿泊事業者の宿泊税に係る手数料負担などの懸念は払拭されているのではないかと感じたところ。

・委員

宿泊税とは直接関係ないかもしれないが、現在総務省においてキャッシュレス化などを積極的に推進している中であって、キャッシュレス手数料負担の対応策として事業者としては現金で支払ってもらわざるを得ない状況もある。スーパーなどでもキャッシュレス手数料の負担が

ら、あえて現金払い一択にしているところも出てきている。キャッシュレス手数料の負担を商品価格に転嫁すると消費者の負担にもつながる。そこら辺がどうにかならないかという思いもある。

・委員

観光客アンケートにおいて、宿泊税の使い道として望ましいものが示されているが、委員の話にもあったとおり利用客の声だけが正しいとはいえない状況もある。特にスマートチェックインなどは宿泊施設毎の方針もあると思われる。宿泊税の使い道など、導入後の運用はどのようなイメージになるのか。

・事務局

宿泊税の使途については、今回の資料のように、どのように活用する予定かを示した上で、導入後は、実際にどのように使われたのかについて公表を行う。その流れの中で、観光推進計画を策定する盛岡市観光審議会で議論することも考えられる。今回示している使途はアンケートを取り入れた部分もあるが、メインは観光推進計画の内容となっており、効果を検証しながら計画を進めていく中で、方向転換が必要な部分があれば、御意見をいただきながら見直しを行い、より良いものにしていければと考えている。

・委員

宿泊税の導入に当たって、検証等を行う新たな決定機関を設けたりということではなく、導入後も従来の決定機関で進めていくというイメージか。

・事務局

そのとおりである。

・委員

8ページの【宿泊税活用事業の考え方】④に「宿泊税活用事業は、宿泊事業者からの意見等を踏まえ、随時見直しを行います」とあるが、どのような形で意見を聞く機会を設けるのか。

・事務局

宿泊事業者アンケートによる方法や個別の聴取などの方法を想定している。

・委員

特別徴収義務者となる宿泊事業者側としても、宿泊税導入後においても、要望書なり何らかの形で、宿泊税の使われ方に関して意見を言っていかなければならないと思っている。

・委員

具体的な検討はこれからになると思われるが、そういった宿泊事業者の声を受ける窓口なども含めて検討いただきたい。

・委員

宿泊税2億5千万の使い方として、観光推進計画の事業全てに配分するとなると、1つ1つの事業が薄くなってしまいうことも考えられる。観光推進計画の中でも、特にここに配分するなどといったことはあるか。

・事務局

9ページから11ページまででお示ししている宿泊税活用事業は、年度によって事業費が変動するものや初年度に大きな事業費を要するものもあり、およその事業費の配分の範囲を示しているものである。年度によってどの事業に配分するかは取捨選択する必要があると考えている。また、お示ししている宿泊税活用事業は、観光推進計画の事業全てではなく、宿泊税を活用して導入目的のために実施すべき優先度の高い事業である。

・委員

宿泊税の導入に伴うシステム改修などは先行して行う予定か。

・事務局

システム改修等を行わなければ徴収を開始できないため、そういったものは最初に行う。

・委員

「2 選ばれる観光地域づくり」の項目が事業費の範囲が広がっているが、インフラ整備が含まれていることなどが要因か。

・事務局

そのとおりである。バリアフリー対応など施設整備もあれば、観光地の電柱地中化などの工事もありソフト面とは異なり内容に幅があるものである。

・委員

観光交流基金はどこの部署に属するのか。

・事務局

観光課である。

・委員

宿泊税の使途はとても大切な部分だと思うので、回答数の多かった使途はもとより、自由記載の内容についてもぜひご検討いただきたい。

○7 特別徴収事務交付金～8 制度の見直し時期（P14～15）

・委員

一定期間毎の制度の見直しを行う機関はどのように考えているか。現在と同じメンバーを想定しているか。

・事務局

委員を誰が担うかは別として、見直しを行う場としては宿泊税検討委員会を想定している。

・委員

特別徴収事務交付金の率については、総務省の考え方もあると思うが、やはりこの率でないとだめなのか。

・事務局

先行自治体の中には、宿泊税検討委員会においては2.5%を超える率で結論付けた自治体も

あるようだが、いずれも総務大臣協議を経て、結果的に同一のラインとなっている。入湯税や消費税など他の税においては、事業者に対する特別徴収事務交付金は支払われてはいない状況もある。また、OTA予約の手数料やクレジットカード決済手数料など事業者の負担が原則である費用については、公共の負担である特別徴収事務交付金の性質とは異なる旨も指摘されているところである。

- ・委員

最大1%加算の特例措置の期間は5年間ではなく「当面の間」などとはできないものか。

- ・事務局

現状、特例措置を設けている自治体は全て期間が5年間となっている。一定の区切りとしてそのような素案とさせていただいたところ。

- ・委員

2.5%の交付率については致し方ないかもしれないが、特例措置の期間の方でどうにかできないかとも思う。

- ・委員

制度の導入に当たっては宿泊事業者からの理解も大切な部分だと思うので、2.5%の数字等については致し方ないとしても、今後も丁寧な説明を心掛けていく必要があると思われる。

- ・委員

質問であるが、入湯税は、市へ納入する際にどのような内容を申告しているのか。

- ・委員

人数と金額である。

- ・委員

入湯税は電子申告は可能か。また、宿泊税が導入された場合、例えば宿泊者の名簿等を添付する必要などは出てくるか。

- ・庁内関係課

入湯税は電子申告可能である。盛岡市の入湯税は、宿泊・日帰り、子供であるかで単価が変わるため、それぞれの単価毎の人数と合計額を申告いただいている。宿泊税についても、単価毎の人数と合計額を申告いただく想定であり、名簿等を添付していただくことは考えていない。現時点の盛岡市の素案は税額が一律定額200円であり、税額単価に段階がないため、単に人数と、人数に200円を掛けた合計額の申告となる。

- ・委員

宿泊税は宿泊料金が発生する宿泊客から徴収するというだけでよい。料金の発生しない子供の添い寝などには課税しない認識でよい。

- ・事務局

おっしゃるとおり宿泊料金が発生する宿泊客が課税対象となり、宿泊料金の発生しない小さな子供などには課税しない想定である。ただし子供料金であっても、宿泊料金が発生する場合

は課税される想定である。

・委員

細かい取扱いは、今後整理される部分が多いと思うが、幼児の宿泊客などについて、添い寝扱いで宿泊料金は発生しないが、例えばランチ代（食事代）として500円をいただいているケースなどもあると思うが、その場合は宿泊料金ではないので、幼児については課税されないという認識で良いか。併せて、幼児であっても1泊分の宿泊料金をいただくプランの場合は課税されるということによいか。

・事務局

その想定である。詳細は、今後、税部門で整理しお示ししていくこととなる。

・委員

弘前市の検討状況はどうか。

・事務局

令和7年3月議会に宿泊税条例を提案中と把握している。議決となった場合は、議決後に総務大臣協議が開始となる。

・委員

先のことにはなるが、導入が決まった後の周知等はどのようになるか。先行自治体ではどのように行っているか。

・事務局

宿泊事業者や旅行代理店等を始め、市民や盛岡を訪れる観光客に対しても、盛岡市への宿泊に宿泊税が課税されることを周知する必要がある。先行自治体では、ホテルのフロントに三角スタンドやリーフレットを配置し、宿泊税の使われ方や導入の意義について理解を得る内容を周知しているので、それらも参考にしながら周知してまいりたい。

・委員

盛岡つなぎ温泉では既に入湯税を特別徴収しており、ホームページやチラシで料金が記載されている部分には、必ず「入湯税を別途頂戴します」または「入湯税を含む金額です」などの表示をしている。導入後は、各宿泊施設において金額を周知する際は、同様の対応が必要になると思われる。

・委員

観光客アンケート質問4の来訪目的の割合について、観光目的が72.6%となっており多いイメージだが、市街地のホテルの客層としては、ビジネスの方がやや多い印象である。そのため、アンケートを来訪目的毎に分析してみてもよいかもしれない。

・委員

駅の観光センターで実施したアンケートについては、観光目的がほとんどと思われる。

・委員

盛岡つなぎ温泉への宿泊についても観光目的が多いと思われる。

・委員

市街地のホテルについても、曜日によって客層が変わる。金曜日には飲み会後の宿泊が多い。観光でもビジネスでもない方もいると思われるので何とも言えない。

・委員

観光とビジネスを分けて分析してみることで違いも分かるかもしれない。

・委員

観光客及び宿泊事業者アンケートにおいて「交通環境の充実」を望む声が多いが、宿泊税の性質上、インフラ整備などへも使えるものか。

・事務局

使えることは使えるが、単に観光に関連する事業となると、道路などのインフラ整備や観光客も口にする飲み水、ごみなどあらゆる行政サービスに活用できることになってしまうので、そうではなく、基本的には観光推進計画のアクションプランに掲げる事業を軸に考えている。観光推進計画のアクションプランの中には、観光課だけでなく、スポーツ推進課や建設部、都市整備部が行う事業もある。いずれ、宿泊税活用事業は、ただ単に観光に関連があるというだけで事業を実施していくということではなく、お示ししている宿泊税導入の目的や、導入の意義である好循環を生み出す施策として、観光推進計画の中でも優先度や配分を吟味しながら効果的に活用する必要がある。

3 閉 会

(15 : 45終了)

以上